

◆特集 このまま突き進んでいいのか

軍事大国化を阻止する平和憲法の政策提言

大阪経済法科大学名誉教授 法学博士

澤野 義一



岸田政権の「安保3文書」の軍事大国化

岸田政権の「安保3文書」では、①前提としての「国際協調を旨とする積極的平和主義」、②「平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならない」、③「非核3原則を堅持する」、④「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を維持する」という4つの基本方針が掲げられているが、具体的な安保政策は、当該基本方針を否定する矛盾した内容となっている。それは、台湾有事に関する中国脅威論、ウクライナ戦争に関するロシア脅威論、核に関する北朝鮮脅威論を背景に、日米同盟を基軸として他国領域への弾道ミサイル攻撃等（敵基地攻撃能力）ないし「反撃能力」保有を可能とする防衛力の抜本的強化をはかることに起因している。そこで、岸田政権の「安保3文書」の基本方針が、その建前と異なり、

日本国憲法の平和主義をどのような形で否定ないし侵害しているかの実態を指摘しておくことにする。

まず、①に関しては、「積極的平和主義」は安倍首相・政権が集団的自衛権行使容認と安保関連法制を正当化したもので、憲法9条の平和主義や非武装（永世）中立を「消極的平和主義」として批判するために使用されてきたことに留意すべきである。

②に関しては、専守防衛を否定する「軍事大国」を指す内容になっている。防衛費は5年以内に対GDP比1%から2%に引き上げて43兆円支出されるが、アメリカと中国に次ぐ世界第3位に相当する。その他、装備品等の輸出に要する経費を国が助成する「防衛産業生産基盤強化法」の制定や、「防衛装備移転3原則」の運用見直し等もなされている。

③に関しては、「核兵器禁止条約」への言及が一切なく、「非核3原則の堅持」は建前にすぎないだけでなく、

実質的には否定されている。また、潜在的核武装論と一体となった原発政策を推進するため、原子力基本法や使用済核燃料再処理法等の改正「原発推進法」が成立している。

④に関しては、軍事大国化の「総合的国力」の活用をはかるため、公共インフラ等だけでなく、地方自治体も防衛体制に組み込むことが可能になっていることが、地方自治の民主主義と平和主義や住民の平和的生存権等を無視することになっている。つい最近では、地方の空港や港湾を政府が指定して「特定利用」できる体制整備や、自然災害や感染症等の緊急事態に際し国が自治体に指示できる地方自治法改正等が行われており、南西諸島でのミサイル防衛強化や避難誘導訓練の実態等も進行している。

非武装（永世）中立による平和政策

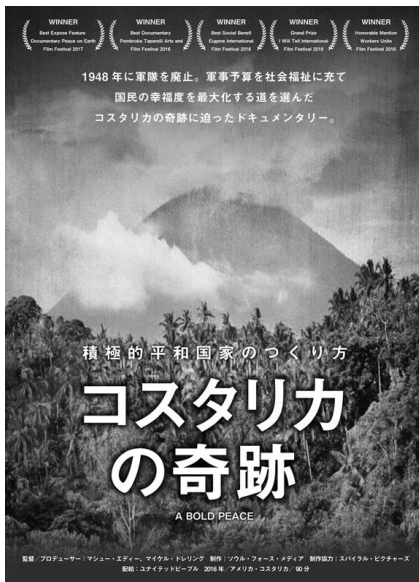
ウクライナ戦争を契機に見られるようになった、「普通の国」論を前提にして憲法9条や非武装（永世）中立の非現実性を批判する主張は適切ではない。ウクライナはそもそも憲法9条のような憲法を有していないから、ウクライナ戦争と憲法9条を直接関連づけて批判する主

張は筋違いである。むしろ、ウクライナはソ連邦から独立した後に憲法で「中立」を明記していたにもかかわらず、それを放棄して、アメリカの後ろ盾の下で軍備を増強しNATO加盟の方針を明確にしたことが、ロシアの侵略を招く大きな要因になったことが問題にされるべきである。ウクライナ戦争の解決方法として、ウクライナの「中立」化は今後の模索課題でもあろう。

日本についても、中国包囲網のためにNATOの軍事同盟を欧米だけでなく、日本を含むアジア地域にまで拡大する「新冷戦」の動向を考慮すると、いかなる軍事同盟にも加担しない憲法9条による「（永世）中立宣言」により日米軍事同盟の解消を行い、自衛隊を縮小して非軍事的な災害救助隊等に改編していくべきである。このような観点から見ると、世界には日本の平和憲法の理念に沿うような以下の憲法が存在することも知っておくべきである。

(1) 軍備不保持を規定する憲法。軍備保持を全面的に禁止してはいないが、リヒテンシュタイン（1921年）、コスタリカ（1949年）、キリバス（1979年）、パナマ（1994年）のような憲法は、有事の際には再軍備が可能とされているが、平時の常備軍不保持を明記している。

◆特集 このまま突き進んでいいのか



軍隊を廃止し、軍事予算を社会福祉に充て、国民の幸福度を最大化する道を選んだ

(2) 核兵器保有と原発を禁止する憲法。非核条項を定める憲法としてはオーストリア、トルクメニスタン、ボリビア等があり、原発に関しては、ラオスとオーストリア憲法は原発を禁止している。なお、原発禁止規定を有しないコスタリカ憲法の下で、原発設置を可能にできる政令について、同国の最高裁憲法廷は非武装永世中立や平和的生存権尊重の理念等を論拠に違憲無効と判示している。

(3) 外国軍事基地不設置と中立を規定する憲法。外国軍事基地設置の禁止を明記している例として、オーストリア、トルクメニスタン、エクアドル憲法等がある。オ

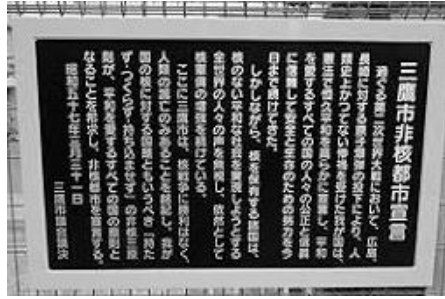
ーストリア、カンボジア、トルクメニスタン憲法は永世中立規定も有している。コスタリカは憲法には「中立関連規定はないが、1983年に永世中立宣言を行い、非武装永世中立政策を実行している。中立の一種である「非同盟」を憲法に規定する国としては、マルタ、カンボジア、トルクメニスタン、ネパール等がある。

地方自治からの平和政策

国による地方自治体の軍事化を阻止する平和政策として、上述した改正地方自治法等に反対するとともに、以下の提言をしておきたい。

(1) 旧軍港市転換法の再評価。同法は、横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市の旧軍港市を「平和産業都市に転換することを目的」に1950年4月に制定され、憲法95条の「二の地方公共団体にのみ適用される特別法」として住民投票にかけて同年6月から施行された。しかしその後、自衛隊や日米安保条約に基づき駐留する米軍により利用され形骸化しているが、同転換法を原点に立ち返って実質化する意義がある。

(2) 港湾法等の非軍事的運用の徹底。戦前軍事利用された国家の港湾管理権を自治体に移し、港湾行政を民主



日本全国の自治体数1,788中、「非核宣言」自治体数は1,667です。93.2%の自治体が宣言をしています。
(日本非核宣言自治体協議会HPより)



化するために制定された1950年の港湾法や港則法があるが、国の命令や日米地位協定に基づく米軍の一方的通告で港湾への出入りを可能とする政府解釈（「国の専管事項」論）で活かされていない。しかし港湾法等は、「非核神戸方式」の実効性に法的根拠を与えている事例もあり、積極的に活用されるべきである。

(3) 非核自治体の宣言・条例化。国の「非核3則」を自治体から実現する方法として、多くの自治体で非核自治体宣言が行われているが、法的拘束力がないため条例にまで高めることが望ましい。非核自治体協議会が核廃絶を内外に訴えたり、北東アジア非核兵器地帯構想を普及させる活動を行っていること等の意義も大きい。なお、非核自治体条例には、非核だけでなく脱原発も含めることが望ましい。というのは、原発の設置や稼働は核兵器開発と深く関係しているからである。

(4) 無防備平和都市の宣言・条例化。軍隊のない地域は武力攻撃が禁止されており、攻撃した側が戦争犯罪になることは、国際人道法のジュネーブ条約追加第1議定書59条で定められている。この制度と憲法9条を活用して、平時から自治体で条例により軍隊のない平和都市づくりをし、国際社会に宣言しておくことが、国による自治体の軍事化に対抗する平和政策にもなる。また、国際人道法には、民間人の居住地域付近に軍事施設を配備すると相手国の武力攻撃が正当化されるので、それを防ぐため「軍民分離」原則等が定められていることも自治体で活用されるべきである。

(さわの よしかず)